

障害福祉サービス・地域生活支援事業ってどんなサービスですか？

障害のある人々の自立を支えるサービスで、在宅や通所によるサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。

対身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、支援が必要と認められる障害児、難病等患者 ※40～64歳で介護保険における特定疾病をお持ちの人、65歳以上の方は介護保険が優先となります。

【利用手続きの流れ】

①相談・申請→②聞き取り調査など→③一次審査→④二次審査→⑤サービスなど利用計画案提出→⑥支給決定
その後、事業者とご自身で契約をしていただきます。

分類	主なサービス種類	対象者と主なサービス内容
家・外出先 などでの支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での生活に介助を要する人を対象に、入浴や食事などの身体介護および、家事援助、通院介助等のサービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象に、入浴や食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。
	意思疎通支援事業 (地域生活支援事業)	聴覚・言語機能などの障害により、手話および要約筆記での意思の疎通が必要な人に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
泊まるところ	訪問入浴サービス (地域生活支援事業)	在宅で寝たきり状態にある人で、家庭での入浴が困難な人を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動をする ところ	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の創作活動などの場や、食事、入浴などの介護を提供します。
	児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等 デイサービス	就学中の障害児を対象に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
	地域活動支援 センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	日中一時支援事業	日中、介護する人がいないため一時的に見守りが必要な場合に見守りや日常的な訓練、生活支援などを行います。
訓練をする ところ	自立訓練 (機能訓練)	一定の期間、身体機能の維持・回復のため、身体的リハビリテーションや歩行訓練などの支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	一定の期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
仕事を するところ	就労移行支援	一定期間、生産活動などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。
	就労継続支援A型 (雇用型)	就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	年齢や体力面で就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
住むところ	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む人に、居住に対する相談や、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて身体的な介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、身体的な介護などを行います。
長期で医療を 受ける ところ	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。

※それぞれのサービスの資格要件を満たしていれば利用できます。負担額など詳しくはお問い合わせください。

☎民生課 ☎820-5635

年末年始のごみの取扱いについて

年末年始のごみ収集と環境センターなどの受け入れスケジュール

	ごみステーション 収集の有・無	環境センター 直接搬入受付時間	安芸クリーンセンター 直接搬入受付時間
28日(金)	有 (平常どおり)	9:00~11:30、13:00~16:00 (平常どおり)	8:30~12:00、13:00~16:30 (平常どおり)
29日(土)	無		
30日(日)	呉地・川角(資源物Ⅰ) 出来庭・貴船(資源物Ⅱ)	9:00~11:30、13:00~15:00	
31日(月)	中溝・萩原・城之堀・初神 新宮・平谷(可燃ごみ)		休み
平成31年1月1日(火) 1月3日(木)	無	休み	
1月4日(金)～	有 (平常どおり)	9:00~11:30、13:00~16:00 (平常どおり)	8:30~12:00、13:00~16:30 (平常どおり)

☎生活環境課 ☎820-5606、環境センター ☎854-3813、安芸クリーンセンター ☎885-2538

◆不法投棄(ごみステーション以外の場所)は禁止されています

◎決められた場所(ごみステーション)以外に廃棄物を捨てることは、不法投棄となります。

◎ごみステーションに、正しく分別されていないごみや正しい収集日以外に出されたごみは、不法投棄となります。

◎ごみステーションに、事業所から出たごみ(事業系廃棄物)を出すと、不法投棄となります。

◆年末年始のし尿収集について 次の年末年始期間中は業務を休みます。

☎12月29日(土)～平成31年1月3日(木) ☎安芸地区衛生施設管理組合業務課 ☎885-2534

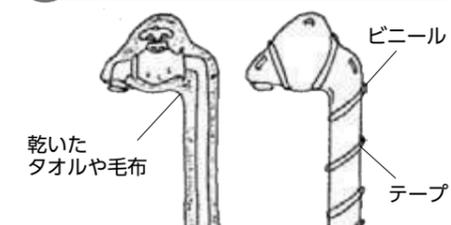


水道管の凍結防止対策をしましょう！

今年の2月の異常寒波では、町内全域で水道管の凍結による漏水が多数発生しました。

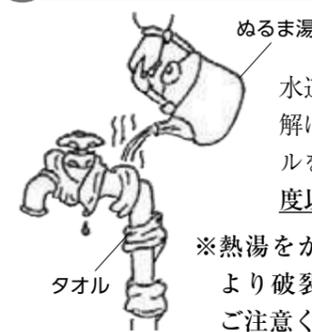
水道管はマイナス4度以下に達すると凍結したり、破裂しやすくなります。寒くなってきたら水道管が凍らないよう、凍結防止の対策をしましょう！

！凍結を防ぐには



図のようにタオルや毛布を巻きつけ、ビニールで覆うなどして水道管を寒さから守りましょう。

！水道管が凍ってしまったら



水道管が凍結した場合は、自然に解けるのを待つか、水道管にタオルをかけその上からぬるま湯(20度以下)をかけてください。

※熱湯をかけると、急激な温度変化により破裂するおそれがありますので、ご注意ください。

！漏水が発生したら

水道管が破裂したり水漏れが発生した場合は、止水栓を閉めて、必ず熊野町指定給水装置工事業者へ修理の依頼をしてください。(詳細は町ホームページをご覧ください。)

なお、この場合の修理費用は水道使用者のご負担となります。ご了承ください。

☎上下水道課 ☎820-5610